

RE'-0011

0311

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別紙  
 昭和二十一年十月廿八日  
 終戦連絡中央事務局  
 局長 児玉謙次  
 宛 横濱 館山 横須賀  
 札幌 仙臺 名古屋  
 京都 大阪 和歌山  
 地方事務局長 殿  
 吳 福岡 佐世保 鹿屋

③

総務部長

了

昭和二十一年十月廿八日

別紙

終戦連絡 第四二二號

昭和二十一年十月廿八日

昭和二十一年十月廿八日

記録簿

終戦連絡中央事務局  
 總裁 児玉謙次

横濱 館山 横須賀  
 札幌 仙臺 名古屋  
 京都 大阪 和歌山  
 地方事務局長 殿  
 吳 福岡 佐世保 鹿屋

公信送付ノ件

別紙公信御参考迄送付ス

18

指令第三號關係事項説明

二十・十八  
商工省終戦連絡部

昭和二十年九月二十二日附テ以テ聯合最高司令官司令部ヨリ通達アリタル指令第三號(新開ニ於テ報道セラレタル通り)當面ニ於ケル本邦經濟運営ノ基本的前提ニシテ其ノ適正ナル解釋ト之ニ依リテ認めラレタル諸對策ノ迅速ナル實施トハ民生復興ノ基礎ヲナスモノナリ。故ニ其ノ趣旨ハ解釋並ニ實施ノ諸點ニ付左ニ概略ノ説明ヲ述ベ、刻下ノ急務タル我國民生經濟ノ再建促進ニ資セムトス

第一、趣旨

指第三號ノ目標トスル處へ總則、經濟統制、生産、禁止品目、良好状態保持義務、調査記録要求、輸出入及試験研究報告ノ各節ニ於テ(イ)日本産業ニ存スル軍需的色彩ヲ拂拭シ、(ロ)軍需産業ヨリ民需産業ヘノ切換ヲ促進シ、(ハ)實銀及必要物資ノ價格ニ對シ確固タル統制ヲ維持シ、(ニ)供給不足ノ必需物資ニ付配給制ノ確立ヲ要求シ以テ我國經濟ノ平和的運営ノ確保ト民生對策ノ促進トヲ圖ラムトスルモノナリ

A1002-2  
E1112

E11106

第二、解釋

指令第三號ノ各節中特ニ説明ヲ要ス可キモノハ左ノ如シ

一、「第二節 經濟統制」ニ付テ

第三節(イ)ニ於テ政府ハ實銀及生活必需品價格ニ關シ確固タル統制ヲ樹立、推進スベキ義務ヲ課セラレ又(ロ)ニ於テ供給不足ナル必需品ノ確實ナル配當制ノ樹立實施及適正配給ノ確保ノ責ヲ負フコトトナレリ。此ノ等ハ吾國ノ現状ニ鑑ミ極メテ適切ノ指示ニシテ政府ハ官民協力萬全ノ措置ヲ案念ニ實施スルヲ要ス。唯特ニ留意ヲ要スルハ本節ノ指令ハ無理又ハ不必要ナル統制ヲ一般的ニ強制セントスル趣旨ニハ決シテアラザルコトナリ。即チ此ノ趣旨ヲ特ニ明瞭ナラシメ誤解ヲ避クル爲ニ九月二十六日附テ以テ聯合最高司令官司令部(クレイマ、大佐)ヨリ通達アリタルガ如ク「一般必需品ヲ取得スルニ際シ大衆ハ裕福ナル人ト同等ノ機會ヲ與ヘララルコトヲ確保シ且大衆ノ日常生活ニ破綻の結果ヲ招來ス可キ「インフレーション」ノ發生ヲ防止スルコト」(新聞發表参照)ヲ目的トスルモノナリ。從ツテ統制ハ元來非常措置ニシテ根本原則ト見ル可キモノニ非ズ、統制ヲ行フヨリモ統制セザル方ガ良キ結果ヲ生ズル見透アルトキハ臨機ニ統制ヲ緩和又ハ廢止ス可キモノナルコトヲ根本ノ趣旨トス。又民主主義體制ニ於テハ國民ガ平常收入ヲ如何ニ使用スルカハ其ノ個々ノ判斷ニ委スモノニシテ強制ニ依リテ國民ノ自由消費ノ權利ヲ制限スルガ如キハ日本經濟ノ現状ヨリスル萬巴ムヲ得ザルノ例外的對策ナルコトハ「ク

「レーマー」大佐ヨリ特ニ指示アリタル處ナリ。政ニ測ヘバ主要食料品タル米、鹽其ノ他基本的物資ニシテ需給關係ニ鑑ミ價格統制ヲ絶對ニ必要トスルモノハ強固ナル統制方式ヲ決定實施スルコトヲ要スルト共ニ、反面此ノ際統制ヲ中止シ自由ナル生産、配給ヲ行ハシムルガ却ツテ生産ヲ促進シ正當ナル價格ニ依ル供給ノ圓滑化ヲ豫想セラルル雜貨、生鮮食料品等ニ付テハ急速ニ統制撤廢ヲ斷行シ、同時ニ増産促進措置ニ出ヅルヲ以テ適當トスルモノナリ。

二「第三節 生産」ニ付テ

(一)第三節(イ)ニ於テハ民生最低生活確保ノ爲主要消費物資ノ生産ニ全力ヲ傾倒スベキヲ指示ス、本項ハ戦後經濟ノ基本方針トシテ當然ナル可ク思科セラル。本指令ハ總司令部ノ特ニ重視スル所ナルヲ以テ政府トシテハ萬般ノ施策ヲ盡シ民生再建ノ爲努力ヲ重ヌルヲ要ス。去ル十月十一日「マツクアース」總司令官ヲ幣原總理大臣ガ訪問セラレタル場合ニ於テモ總司令官ハ特ニ此ノ點ニ言及シ「吾國ノ行政分野ニ於テ疫病、凶賊其ノ他ノ社會的災厄ヲ防止スル爲、日本政府ガ國民ノ住居、食糧、衣服ニ關シテ強力、迅速ナル行動ヲ採ル必要アリ、來ル可キ冬ノ重大ナル困難ヲ乘切ル唯一ノ對策ハ總テ人々ヲ有益ナル仕事ニ完全就業セシムルコトヲ措テ存セス」ト述ブル處アリタリ。專民生ニ關スル限り積極果斷ニ措置ヲ講ズルハ聯合軍ノ強々要求シツツアル所ナリ。

(二)第三節(ロ)ニ於テハ禁止品目生産工場ノ主要消費物資生産ヘノ操業轉換ニ付個々ニ許可ヲ要ス

ル旨指示シテ、從ツテ、禁止品目以外ヲ生産シ來リタタ工場ハ軍需會社法適用工場タリトモ氏需生産ヲ再開スルニ何等ノ手續ヲ要セス。且此ノ點ニ關シ「禁止品目以外ノ生産ニ從事シ居リタル工場ニ於テ軍用民用共通ノ手持資材ニ依リ主要消費物資ノ生産ヲ爲スニ付テハ特別ノ申請ヲ要セザルモノト解スルモ支障ナキヤ」ヲ商工省ヨリ質問シタルニ對シ「クレマ」大佐ヨリ十月七日「支障無」キ旨ノ回答アリタリ。即チ非禁止品目生産工場ノ操業再開ニ關スル限り一號命令第一號第六節(イ)ニ於テ命セラレタル「一切ノ戰爭用資材ノ現狀保持義務」ノ適用範圍内ニ在リトノ惧ヨリ從來使用シ得ザリシ原材料モ今後ハ使用差支ヘナキコトトナレリ。尚「禁止品目生産工場」中ニハ專製總額年百萬圓以下ノモノヲモ包含シ又同一工場地域内ニ於テ非禁止品目ヲ同時ニ生産シアルモノニ付テハ假令其ノ建物、設備ガ禁止品目生産ノ建物等ト別個ノ場合ニ於テモ生産ノ再開ニハ許可申請ヲ爲ス可キ旨指示セラレタリ。操業轉換ノ許可並ニ其ノ申請ハ後述ノ「兵器、航空機等ノ生産制限ニ關スル件」省令ニ依リ措置セラレ度ク、又本項ニ關シテハ商工次官又ハ總務局長ヨリノ別途通達ヲ參照セラレ度

三「第四節 禁止品目」ニ付テ

第四節ニ於テハ今後生産ヲ禁止スル品目ヲ列舉シ日本産業ノ軍事工業的部分ヲ削除セントスルモノナリ。禁止品目中「戰爭用具ノ解釋ハ稍分明ヲ缺クモノアルモ該當スルヤ否ヤハ長心的ニ定メラル可ク疑義アル際ハ聯合軍側ニ照會ヲ要ス可キコトトナリ居レリ。工業用其ノ他ノ操業

ノ生産並ニ使用ハ、禁止セラレ、必要ノ部度「完全ナル」許可ヲ申請ス可  
キモノトセラレ、店ルモ後述ノ共同省令ニ依リ實施ス

四、「第五節 良好狀態保持義務」ニ付テ

本條項ハ禁止品目生産者及藏儲以下十一種類ノ品目ノ生産者及日本ノ戰爭遂行ニ關係シタル者  
ニ付廣ク適用セラルルモノナリ「良好ナル狀態ニ於テ保存シ維持ス」トハ會社、團體等ノ解散  
合併其他ノ組織變更ヲ禁止スル意味ニハ非ズ。施設、帳簿等ヲ良好ニ保持スルヲ以テ足レリト  
ス。尚列舉項目中「非鐵材料」トハ地金ノミナラズ、膏、板等ノ素材製品ヲモ包含シ、「化  
學藥品」トハ(1)重化學製品トシテ硫酸、鹽酸、硝酸、磷酸、砒酸、(2)「アセトン」、苛性「ソー  
ダ」、酸素、水素、窒素、鹽素、「カーバイト」、硝粉、「グリセリン」、炭酸「マグネシウ  
ム」、「アルコール」類、「メチル」、「エチル」、其他(3)、脂肪族及芳香族、炭化水素、鹽化炭  
化水素類ヲ含ム重要ナル溶劑、加里「バリウム」鹽類、(4)固定窒素及肥料トシテ「アムモニア」、  
有機及無機肥料、(5)合成及天然藥品(6)合成及天然染料(7)塗料、「ワニス」、「ラツカー」及其  
ノ原料、(8)「アクリール」、「カゼイン」、「セルローズ」、石炭酸、「フオルマリン」其他  
ノ「アルデヒド」、「ポリビニル」及鹽化「ビニール」、「ポリスチレン」、尿素、可塑劑、  
(9)石蠟ヲ含ム油脂類、(10)「コールタイル」、「アンストラセン」、「ナフタレン」、「ベンゼン」  
「トルエン」、「パラフィン」、「オレフィン」等ヲ含ム石炭、石油類ヨリ得ラルル化學藥品

五、「第七節 輸出入」ニ付テ

本節ニヨリ總司令部ノ許可アル場合ノ外輸出入ハ一般ニ禁止セラレタリ。差當リ輸出入ハ凡テ日  
本船舶ヲ以テ實施スルヲ要シ、又輸入ノ申請ハ大衆生活ノ最低限度維持ニ絕對必要ニシテ聯合國  
最高司令部ノ許可ヲ得ル場合ニ限リ之ヲ爲ス可キコトハ此ニ涉外局ヨ  
リ發表セラレタル處ニシテ、戰敗國トシテ大衆生活ノ最低水準確保ハ自給自足ニヨリ達成スベキ  
ヲ原則トシ、輸入ニ依存スルヲ得ルハ萬已ムヲ得ザルコトノ證明アルトキノミニ限定セラレタリ。  
輸出入ノ申請ハ中央ニ於テ適當シ、輸入申請ニ付テハ更當該物資ノ消費實績、輸入實績、價格、  
用途、必要性等ヲ記入シタル説明報告書ノ提出ヲ要求セラレアリ

第三、實施事項

一、指令第三號ノ趣旨ニ則リ帝國政府ハ民生再建ノ爲速カニ積極的施策ヲ實施スベク特ニ産業轉換ニ  
關シテハ要許可工場以外ヲ民需生産ニ動員再開セシムルハ勿論、從來禁止品目ヲ生産シ來リタル  
工場ニ付テハ直ニ轉換ノ許可ヲ申請セシメ、ソノ許可ヲ得テ民需生産ヲ再開セシムルコトヲ刻  
下ノ急務トス。之等ノ實施ニ關シテハ現地官廳ノ積極的且適切ナル指導ニ依存スル處大ナルハ謂  
フヲ俟タズ

二、指令第三號ノ命令事項ヲ法的義務トシテ遂行スル爲本年十月十日附ヲ以テ商工、文部、農林、運

總共同省令第一號「兵器、航空機等ノ生産制限ニ關スル件」ヲ公布即日施行セラレタリ。  
本令ハ第一條ニ於テ兵器、航空機等ノ生産又ハ加工ヲ禁止シ第二條ニ於テ生産禁止工場ノ操業轉換ノ許可ハ原則トシテ地方官署ニ申請スベキヲ規定セリ。地方官署轉換申請書ヲ受理シタルトキハ審査ノ上適當ト認ムルモノヲ該該縣ニ派遣ノ聯合軍備代表者ニ提出シ、其ノ許可ヲ得タルモノニ付許可指令ヲ發ス可キモノトス。主務大臣ノ定ムル聯合ハ別途告示ニ依リ告示セラレタル工場ニ付テハ、中央ニ於テ聯合軍備局司令官部ニ申請ノ上許可指令ヲ發ス。第三條ハ右操業轉換ノ舊式ヲ示シタルモ邦文ノ外英文申請書ヲモ提出セシムルヲ要ス。  
第四條ハ産業用爆薬ノ生産、使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ク可キヲ規定シ一般的ニハ其ノ生産及用途ハ禁止セラル。本條ハ統制火藥類取締法、同施行令、施行規則ト聯合スルモノニ非ズ。其ノ立法目的ヲ異ニスルヲ以テ本條ノ許可ハ商工大臣ノ主掌スル處トス。但シ生産又ハ使用ノ個々ノ場合ニ付、各個ニ中央ニ於テ申請ヲ受理シ聯合軍備ノ承認ヲ求ムルハ其ノ煩ニ堪ヘザル可ク或ル程度包摂的ニ取扱フ意向ナリ。第五條ハ「ウラニウム」ニ關スル實驗研究ノ絶對的禁止ニシテ聯合軍備ノ要求絶對的ナリ。  
三、指令第三號ニ依リ良好狀態保持義務、報告書提出義務ヲ法制化スル爲本年十月十日附ヲ以テ閣令、文部、農林、商工、運輸共同省令第一號「工場、事業場、研究機關等ノ事業報告書等ニ關スル件」ヲ公布シ即日施行セラレタリ

本令ハ第一條第一項ニ於テ工場、事業場、設備、財産、帳簿等ヲ良好ナル狀態ニ保持スベキ義務者トシテ列舉品目ノ生産者又ハ加工者ヲ舉ゲ第二項ニ於テ廣ク大東亞戰爭ノ遂行ニ協力シタル者ニシテ主務大臣ノ指定ヲ受ケタル者ニ「同」ノ義務ヲ課シタリ。主務大臣ノ指定ハ各省ノ告示ヲ以テス。第二條ハ研究所、實驗所等ノ研究月報ノ提出義務ヲ規定シタリ、月報様式ハ告示ヲ以テ示スモノトス。第三條ハ臨檢、検査ノ應諾義務ニ關ス。  
前記ノ二命令ニ依リ許可等ヲ受ク可キ義務アル者ガ、當該命令ニ依ラズ直接ニ聯合軍備ノ許可、承認等ヲ受ケ禁止行為ニ從事セル場合ハ法令違反ト看做ス可キヤ否ヤニ付テハ終戰連絡中央事務局ニ於ケル各省官署ニ於テ協議シタル結果石ノ如キ場合ハ事後ニ於テ帝國政府ニ法令所定ノ手續ヲ採ラシメ之ヲ追認スルモノトシ違法トシテ取扱ハザルコトニ諒解セラレアリ。

(以上)

(20-11-1)

終戦事務情報 第四號

目次

- 一、「B」型圓表示補助通貨ノ流通ニ關シテ……………一
- 二、指令第三號ニ就テ……………二
- 三、外地並ニ外國銀行及ビ戰時特別金融機關閉鎖ニ就テ……………七
- 四、必需物資ノ輸入ニ就テ……………二
- 五、外國爲替資産ニ就テ……………三

(經濟關係ニ關シ聯合國最高司令部ト終戦連絡中央事務局トノ間ニ交換セラレタル主要學普總括(自九月二日至十月十日))

終戦連絡中央事務局總務部第一課

一、本情報ハ終戦連絡事務關係資料ヲ蒐録シ以テ關係各方面ノ執務參考ニ供スルヲ以テ目的トス

二、右目的ニ添ハシムル爲、週報等定期刊行ノ形式ヲ採ラズ、必要ニ應ジ隨時之ヲ刊行シ以テ中央事務局及地方事務局其ノ他關係機關ニ配布スルモノトス

RE'-0011

0317

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、B型圖表示補助通貨ノ流通ニ關シテ

國內に於ける法貨として現在、B型圖表示補助通貨が流通されてゐるが、その實施に關聯してマツカサー司令部より政府に手交されたメモランダムは次の通りである。  
一、昭和二十年九月六日附 ハロルド・フエア中佐發、「法貨ニ關スル件」  
二、同 九月十二日附 ハロルド・フエア中佐發、「B型補助軍票、米ドル及び外貨取扱ヒニ關スル件」  
三、同 九月二十一日附 ハロルド・フエア中佐發、「B型補助軍票ニ關スル件」  
尙右指令に基き政府は九月二十四日附大藏省令第七十九號を公布した。

一、「法貨ニ關スル件」(九月六日附)

- 一、日本政府ハ本州、北海道、四國、九州及び附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律・命令乃至ソノ他ノ規程トシテ即時實施スベシ  
a. 占領軍ノ發行スル「B型圖表示補助軍票」ハ日本ニ於ケル公私一切ノ圓債務ノ支拂ノタメ法貨トス。  
b. 占領軍ノ發行スル「B型圖表示補助軍票」日本銀行發行ノ正規ノ圓通貨、並ニ日本政府紙幣及ビ硬貨ハ凡テノ場合ニ於テ等價ニシテ、額面金額ニテ相互ニ交換サルベシ。  
c. 日本政府、陸海軍ノ發行セル一切ノ軍票及ビ占領地通貨ハ無効無價值ニシテ、斯ル通貨ノ授受ハ一切ノ取引ニ於テ禁止ス。  
二、日本政府ハ右事項ノ履行實施ノ確保ニ必要ナル罰則ヲ制定セントシツアルコトニ就キ、關係當局者ノ注意ヲ惹ケベシ。尙當司令部ノ是認ヲ受ケルタメ、課セラルベキ最大及ビ最小ノ罰則ノ一覽表ヲ

提出スベシ。

- 一、「B型補助軍票、米ドル及び外貨ノ取扱ヒニ關スル件」(九月十二日附)  
一、昭和二十年九月六日附「メモランダム」ニヨリB型軍票ヲ日本ニ於ケル法貨ト看做スベキ指示ニ對シテ日本政府ハ何ラ應ズル所ナシ。  
二、而モ終戦連絡中央事務局、大藏省及ビ日本銀行ヲ通ジ日本政府代表ニ對シテ表明セル最高司令官ノ「合衆國通貨、聯合國通貨、其他ノ外國通貨ヲ日本ニ流通セシムベカラズ」トノ要請トハ正反對ニ、新聞ニ大藏省當局ヨリトシテ非ハ固ト交換シ得ルモノナル旨ノ聲明ヲ記載セシメタリ。加之九月八日ノラヂヲハ非紙幣ハ一弗四圓二十五錢ノ日本貨幣ト交換サルベシト發表セラレタリ。  
三、日本政府ハ大藏省ヲ通ジ新聞ヲテラニテ附屬文書ノ如キ聲明ヲ公式ニ發表シ、更ニ郵便局、停車場、銀行其他ノ金融機關並ビニ帝國政府、縣市町村等ノ建物ノ内外等ニ公示スベシ。  
四、更ニ日本政府ハ凡ユル取引ニ於テ米圓非、聯合國通貨或ハ其他ノ外國通貨ノ授受ヲ禁止スベシ。  
五、若シ補助圖法貨トシテ直チニ認ムル命令方更ニ遲延スルガ如キ場合ニ於テハ、聯合國最高司令官ニ於テ通常ト思惟スル行動ヲ採用スベシ。  
附屬文書「日本帝國大藏省聲明案文」(略)  
三、「B型補助軍票ニ關スル件」(九月二十一日附)  
大藏省令ノ案文(九月二十一日附終戦連絡中央事務局「メモランダム」第三十八號記載)ハ最高司令官ニ於テ通常ト認ム。

○大藏省令第七十九號

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ聯合國占領軍ノ發行スル「B」號圖表示補助通貨ニ關シテノ通定ム

大藏大臣 津島壽一

昭和二十年九月二十四日  
聯合國占領軍ノ發行スル「B」號圖表示補助通貨ハ法貨トシテ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用シ、日本銀行券、貨幣、政府ノ發行スル小額紙幣及臨時補助貨幣ト等價トシ且相互ニ交換セラルモノトス  
前項ノ「B」號圖表示補助通貨ノ收受ヲ拒ミタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、指令第三號ニ就テ

一、指令第三號ノ解釋に關する「クレイマー」大佐との會談。  
九月二十二日ノ指令第三號に關して、九月二十五日中央事務局第三部長及「クレイマー」大佐の會談の結果明確となつた點は次の如くである。  
(一) 第二項の(イ)の貨銀 (verage) は給料 (Salary) を含む。  
(二) 第二項の(ウ)の(essential consumers commodities) の語は別段の意をもたず、總テ (essential commodities) 必需品と同じく解して可し。  
(三) 第三項生産の項に關し、陸海軍工廠作業所は、本來陸海軍の用に供するをその目的とするものであるから、原則として民需轉換を許可せざる方針であるが、特に正當なる理由があるときは個別的に検討して許可するとの事である。  
(正當なる理由とは、例へば一般工場が戦災等の爲、必要なる生産目標を達し得ざる様な場合である。)

提出スベシ。

- (四) 轉換許可の申請は、府縣毎に駐在する聯合軍司令部軍政部代表に提出すること。(註、申請者は府縣知事宛に申請すれば良いわけである)  
右に於テ解決困難なる時には、横濱、京都に於ける第八軍、第六軍司令部に於テ夫々處理する。  
尙右に於テ處理困難なるものは最高司令部に於テ處理すること。  
(五) 第四項品目中、戰爭用具の範圍の決定については、良心的に處理すべきであつて、疑問あるものについては最高司令部に照會するものとす。  
(六) 第五項(ウ)の電気器具には有線通信器具、電動機、發電機、照明器具等一切を含むものなり。  
尙左の三點に關しては特に注意を以テ説明があつた。  
(一) 第五項(ル)ノ商船トハ、百總噸ヲ超ユル一切ノ形式ノ非戰用船ノミヲ包含スルモノトス。  
(二) 第六項ニ於テ要求スル財産目録ハ、一九四五年九月一日現在ニ於テ生産シ居リ、又ハ生産ノ意圖ヲ有シ、或ハ生産能力アリタル一切ノ事業場(プラント)ヲ包含スルモノトス  
(三) 第六項ノ主ナル作業場ニハ、當該産業事業場ヲ生産量大ナルモノヨリ順次ニ取り、其ノ合計方當該産業總生産量ノ八五%ニ達スル範圍迄ヲ包含スルモノトス  
但シ當該産業ノ總生産量ノ二%未満ノ生産額ヲ有スル作業場ハ之ヲ除外ス

二、指令第三號ノ說明(九月二十六日附證書クレイマー大佐發)

昭和二十年九月二十二日聯合國最高司令部より出された指令第三號に關しては、今後聯合國側が經濟統制を一層強化すべき方向に目を管理指導する方針の如く一般に解釋さる、傾向があつたが、之に對し經濟統制局長クレイマー大佐より九月二十六日左の如き指令第三號に關する解説が加へられ、經濟統制の根本目的が明かにされた。左にその大要を掲げる。  
(一) 日本政府方、貨銀及必需品價格ニ對シ、嚴重ナル統制ヲ實施且



之ヲ維持スルコト、及不足ノ生活必需品ニ對シテ、嚴格ナル配給制度ヲ實施且之ヲ維持スルコトヲ要求セル指令第三號ニツイテハ、若干ノ誤解ト誤譯ガアツタ。

(二) 本指令ノ目的ハ次ノ二點ニアル

(イ) 生活必需品ヲ獲得スルニ當リ、一般民衆ガ富有者等ト全ク平等ナル機會ヲ持ツコトヲ確保セシメルコト

(ロ) 常ニ一般民衆ニ取ツテ破壞的デアル『インフレイション』ノ増大ヲ防止セシメルコト

(三) 統制ノタメノ統制ヲナサントスル考ヘハナイ。統制ハ、統制ガナイヨリハ統制ガアツタ方方、一般民衆ニトツテヨリ良イ結果ガ得ラレルト信ゼラル、場合ニノミ、課セラレルベキデアル。統制ガアルヨリモ統制ノ無イ方方、ヨリ良イ結果ガ得ラレルコトガ明カニナレバ、ソノ時々ニ統制ヲ緩和シ又ハ撤廢スベキデアル。

(四) 民衆ノ正常ナル生活ニ於ケル活動ヲ統制スルコト、例ヘバ個人ガ儲ケタ金ヲ彼ガ適當ガト思フ方法ニ於テ使用スル個人ノ權利ヲ制限スルガ如キハ、アメリカノ諸主義ニ一致セヌモノデアル。政府方、勞務者方豫クコトヲ許サルベキ賃銀ニ對シ、統制ヲナスコトハアメリカノ團體契約ノ諸主義ニ反スルモノデアル。

(五) ツツテ民衆ノ統制ハ非當措置デアツテ根本原則ヲ示スモノデハナイ。非常事態ガ過ぎ去レバ、統制ハ取り除カルベキデアル、或ハ又統制ヲ課スルヨリモモット良イ方法ガ、ソノ非常事態ヲ解決スルタメニ發見サレルナラバ、ソノ方法ガ採用サルベキデアル。

(六) 日本ニ於テハ政府ニヨリ統制ノ問題ハ、特別ニ重大ナル問題デアリ、又政府ガ一般民衆ノ活動ニ對スル統制ヲナスコトハ、吾々(米)

ノ標榜スル立場ト相反スルモノデアルカラ、貴政府ハソノ監督下ニアル報道機關ヲ使用シテ、日本國內ノスベテノ民衆ニ、本問題ト本指令ノ出サレタ理由及ビ當司令部ノ將來ノ政策ニツキ、充分諒解スル様ナ處置ヲ取ラレタイ。

(七) 本指令ニ關シテ、九月二十六日ノ朝ノラヂオ放送ハ、日本政府ハ十月一日ヨリ魚ト新鮮ナル野菜ノ最高價格制ヲ撤廢スル豫定デアツタガ、上記一ニ引用ノ指令第三號ニ示サレタ命令ニ依リ、統制ヲ今後モ續ケナケレバナラスコト、ナツタト述ベテキルコトニ注意サレタイ。

此ノラヂオ放送ニ於テ與ヘラレタ印象ヲ取り除クタメニ努力シ、ソノラヂオ放送ノ全文ヲ、ソレハ私ノ手許ニナイガ、ソレヲ政府ノ完全ナル説明ヲナシ得ルタメニ手ニ入レル様サレタイ。

私ハ何時デモ貴政府ノ便宜ニ從ヒ、貴政府ガ本問題ノ相當者ト定メテ者ト、此ノ問題ニツイテ更ニ檢討ヲ進メルタメニ、會見スル用意ヲ有スルモノデアル。

三、十月五日附「覺書」棚卸及記録ノ件(科學經濟局アレシ大佐署名)

(一) 九月二十二日附當司令部發ノ指令第三號第六項ニツイテ

(二) 化學工業ニツイテ要求ノ棚卸ニハ下記項目ヲ全部包含スルモノナリ

- (イ) 基礎化學藥品(元化學藥品)
- 硫酸
- 鹽酸
- 硝酸
- 磷酸
- 醋酸
- アセトン酸

他ノアルデヒド類、ポリヴィニール及クロロヴィニール類、ポリスチレン、尿素ヲ含ム

(ト) 油脂類—石鹼ヲ含ム

(チ) 次ノモノヨリ製出サレル化學藥品  
石炭、及石油—コールタール、アントラセン、ナフターレン、ベンゼン、トルーニン、輕パラフィン及オレフィン  
油類ヲ含ム

(リ) 雜—主要化學操作ヨリ生ズル副産物並ビニ精製廢棄ヲ含ム

(三) 本覺書ヲ受領ノ旨通知相成度  
四、指令第三號第五項ニ基テ各省令(農令、文部、農林、商工、運輸共同省令第一號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ工場、事業場、研究機關等ノ事業報告書等ニ關スル件左ノ通り定ム

昭和二十年十月十日 各大臣名

第一條 大東亞戰爭終結ノ際、左ニ掲グル物資ノ生産又ハ加工ノ業ヲ營ミタル者ハ、其ノ所有シ又ハ使用スル工場、事業場、設備、特許權、其ノ他ノ財産、及之ニ關スル一切ノ帳簿、其ノ他ノ書類ヲ、良好ナル状態ニ於テ保有シ及維持スベシ

- 一 兵器
- 二 航空機
- 三 戦闘用艦艇
- 四 彈藥
- 五 鐵鋼
- 六 化學藥品
- 七 非鐵金屬

苛性曹達

酸素

水素

窒素

鹽素

カーバイド

漂白粉

グリセリン

炭酸マグネシウム

アルコール—メデル、エチール、其ノ他多量ニ生産サレルアル

コール類

其ノ他重要ナ燐劑—脂肪屬及芳香屬炭化水素、及鹽基屬炭化水

素、アミノ類ヲ含ム

加里鹽類、バリウム鹽類等

(ロ) 固定窒素及肥料類

アンモニア

無機並ビニ有機質肥料—硝酸加里、カルシウム・シアンミド、磷

酸カルシウム、過磷酸石灰等ヲ含ム

(ハ) 醫藥製品—合成並ニ天然藥品及ビヱイタミン製劑

(ニ) 染料並ニ媒染劑—合成並ニ天然染料、鹽基性、酸性、中性染

料、サルファー・ヴァイト染料、及其ノ誘

導體ヲ含ム

(ホ) 塗料、ワニス、ラッカー、及其等ノ原料

(ヘ) プラスティックス—アクリール酸類、カゼイン、カルロイ

ド、フェノール、フォルムアルデヒド、其ノ

八 アルミニウム  
九 マグネシウム  
十 合成ゴム  
十一 人造石油  
十二 工作機械  
十三 有線無線通信機其ノ他ノ電気器具  
十四 自動車  
十五 船舶(總噸數百噸以上ノモノヲ謂フ)  
十六 重量機械(重量一噸以上ノモノヲ謂フ)及其ノ重要ナル部分  
十七 第五號乃至第十一號ニ掲グルモノノ外、第一號乃至第四號ニ掲グル物資ヲ生産スル爲テニ考案シ、又ハ生産セラルル部分ニ就テ原料及資材

前項ニ掲グル者ノ外、大東亞戰爭ノ遂行ニ必須ノ物資ノ生産加工若ハ配給ヲ擔當シ、又ハ此等ノ業務ノ統制ヲ擔當シタル者ニシテ、主務大臣ノ指定スルモノハ、其ノ所有シ又ハ使用スル工場、事業場、設備、特許權、其ノ他ノ財産、及之ニ關スル一切ノ帳簿、其ノ他ノ書類ヲ良好ナル狀態ニ於テ保存シ及維持スベシ。大東亞戰爭ノ遂行ニ必須ノ輸送、又ハ輸送ノ統制ヲ擔當シタル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付亦同シ。

第二條 科學又ハ技術ニ關スル研究所、實驗所、試驗所等(以下研究所等ト稱ス)ノ經營者ハ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ事業報告書七通(英文六通和文一通)ヲ、毎月一日ノ狀況ニ基キ作成シ、其ノ月ノ七日迄ニ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 研究所等ノ經營者ハ正當ナル權限ヲ有スル聯合軍代表者方研究

所等ニ應檢シ、業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セントスルトキハ、之ヲ拒ミ、妨ケ、又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依リ義務ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又四千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ報告書ヲ提出セズ又ハ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第三號ノ規定ニ違反シ聯合軍代表者ノ檢査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者

第六條 法人ノ代表者又ハ法人、若ハ人ノ代理人、使用人、其ノ他ノ從業者方其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ、行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

五、指令第三號ノ三項生産ニ基ク省令(商工、文部、農林、運輸省令第一號)ニ依リ施行ス

昭和三十二年十月十日 各大臣名

第一條 左ニ掲グル物資ハ之ヲ生産シ又ハ加工スルコトヲ得ズ

一 兵器  
二 航空機  
三 戦闘用艦艇  
四 彈藥

五 第一號、第二號及前號ニ掲グル物資ノ生産ニ使用スル爲テニ考案シ又ハ生産セラルル部分ニ就テ原料及資材

第二條 前條各號ニ掲グル物資ヲ生産スル工場、事業場又ハ設備ハ地方長官(主務大臣ノ定ムル場合ハ主務大臣)ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ他ノ物資ノ生産ノ爲使用スルコトヲ得ズ

第三條 前條ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官又ハ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所  
二 工場、事業場又ハ設備ノ所在地  
三 工場、事業場又ハ設備ノ建設ノ年月日  
四 大東亞戰爭前、大東亞戰爭中及今後ノ生産品目並ニ其ノ數量  
五 従業員數  
六 政府ノ融資、補助金、助成金等ノ額  
七 工場、事業場又ハ設備ノ概要

第四條 産業用爆藥ヲ生産シ又ハ使用セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所  
二 生産シ又ハ使用セントスル産業用爆藥ノ種類及數量  
三 生産シ又ハ使用セントスル場所  
四 生産又ハ使用ヲ必要トスル理由ノ詳細

第五條 ウラニウムヨリノウラニウム二三五ノ質量分離又ハ他ノ放射性不安定元素ノ質量分離ヲ目的トスル一切ノ研究又ハ實驗作業ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 第一條、第二條、第四條第一項又ハ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者方其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則  
本令ハ公布ヨリ之ヲ施行ス

六、工場ノ民衆轉換ノ許可申請手續ニ關スル附加事項  
聯合軍最高司令官第三號ニ依リ軍需工場ノ民衆轉換許可申請の様式及ビ手續ハ東京城内ノ合社工場については、米第八軍司令部東京駐在係官テト少佐より次ノ諸點が變更された

提出スル場合ハ、東京城内(經濟部總務課)ヲ經由シテモ、或ハ直接第八軍司令部ニ提出シテモ差支ハナイ。直接提出スル場合ハ東京城内經濟部が便宜ヲ圖ル

申請様式について變更された點は前條商工、文部、農林、運輸省令第一號ノ第三條の様式ニ左ノ項目を附加したものである

(一) 所在地(工場へ到る地圖を添附のこと、出来得れば工場四面も添附)

(二) 工場所有者名(株式会社は一〇%以上の株式を保有する株主個人又は法人名稱及住所を記載すること)

(三) 合社首領部の姓名

(四) 職前作業概要(簡單なる社歴)

(五) 職前従業員數(常態に於ける概數)

(六) 職前中作業概要

(七) 職前中従業員數(常態に於ける概數)

(八) 向ふ六ヶ月間に必要なる材料(燃料及び附屬品を含む)ノ月別概算

(九) 手持半製品

(十) 損益計算書(最近の二年又は三年分)

三、外地並ニ外國銀行及ビ戰時特別金融機關閉鎖ニ就テ

「マクラーサー」司令部は昭和二十年九月三十日に、突如として外地、故に外國銀行及び戰時特別金融機關の閉鎖を命じて来たが、現在迄に當事務局に手交された「メモランダム」は次の通りである。

(一) 九月三十日附(ハロルド・フェア中佐署名)「覺書」外地並ニ外國銀行及ビ戰時特別金融機關閉鎖

(二) 九月三十日附(アール・シ・クレイマー大佐署名)「覺書」大藏省ニ與ヘタル口上指令(九)

(三) 十月八日附(アール・シ・クレイマー大佐署名)「覺書」閉鎖金融機關ニ關スル追加指令

「外地並ニ外國銀行及ビ戰時特別金融機關閉鎖」(九月三十日附)

(1) 貴政府ハ本支店ニ添附ノ別紙ニ列舉セル銀行、ソノ他ノ金融機關ノ日本内地ニ在ル本店、支店、出張所、代理店ヲ即時閉鎖シ、本司令部ノ指示アル場合ノ外事務ノ再開ヲ禁ズベシ。

(2) 貴政府ハ此等機關ノ建物ニ、此等機關方閉鎖サレタル旨ヲ宣言スル告示ヲ揭示スベシ。

(3) 此等金融機關ノ使用シテアリタル建物ニハ、設備ヲ配置ス、而シテ此等建物ヘノ出入ハ本司令部ヨリ指令アル場合ノ外ハ許可容サレザルモノトス。

(4) 此等機關ノ帳簿、記録、及書類ニシテ使用建物内ニ在ラザルモノハ押收ノ上本司令部ノ特別管理ニ付スルメ引渡スベシ。

(5) 此等機關ノ使用セル建物内ニ在ラザル此等機關ノ一切ノ金、銀、通貨、證券類手形、擔保證書及ソノ他ノ資産等ヲ押收スベシ。

(6) 貴政府ハ大藏省ヨリ前以テ許可ヲ受クルコトナシニ此等機關ノ財産ニツイテ賣買、移轉、引出シ、又ハ處分若ハソノ他ノ取引ヲナスコトヲ阻止致シニ禁止スルニ必要ナル處置ヲ取ルベシ。斯カル取引ハ本司令部ノ許可ナシニ大藏省ハ許可セザルコト。

(7) 貴政府ハ別紙ニ列舉セル一切ノ機關ノ重役、會長、社長、専務、顧問(相談役)、及ビソレヲノ機關ニ於テ以上ノモノト略同等ナル地位ヲ有スル者ヲ解職セシメ、事務所ヨリ即時立退カシムベシ、而シテ彼等ガ彼等ノ關係シテアリタル機關ニ入り、又ハ機關ノ爲ニ行動スルコトヲ禁ズベシ。代表權又ハ署名權ヲ有スルモノノ權限ヲ取り消シ、又ハカ、ル機關ノタメニ行動スル權限ヲ本司令部ノ許可ナシニ他ノ者ニ附與スルコトハ許サレザルベシ。

斯カル機關ノ凡テノ幹部職員、重役、其ノ他ノ職員ハ待機セシメ本司令部ノ許可ナシニ任所ヲ變更セザルコト。

(8) (イ) 貴政府ハ次ニ掲グルモノヲ安全ニ保管スベシ、即チ現在ノ位置ヲ變更シ又ハ移動ヲナサザルコト。

1. 日本銀行券、政府紙幣及日本國內ノミニ使用サレル印紙切手以外ノ通貨並ニ印紙切手ノ印刷ニ使用サレル一切ノ金屬板。

2. 日本銀行券、政府紙幣及日本國內ノミニ使用サレル印紙切手以外ノ既ニ製作サレタ通貨並ニ印紙切手ノ在品。

3. 日本銀行券、政府紙幣及日本國內用ノ印紙切手以外ノ通貨並ニ印紙切手ノ製法ニ當テラルベク豫定シテアリタル一切ノ「スカシ模」ノ紙。

(ロ) 貴政府ハ上記(イ)項ニ記載サレタ一切ノ物件ノ位置ヲ昭和二十年十月二日午前九時迄ニ本司令部ニ報告スベシ。

(9) 貴政府ハ以上ニ掲グル要求事項ニ應ズルタメニ採リタル措置ヲ

別紙一 日本政府方閉鎖ヲ命ズベキ金融機關名簿

- (10) 本覺書ヲ受領ノ旨通知相成度。
1. 戰時金融金庫
  2. 資金統合銀行
  3. 朝鮮銀行ノ在内地全支店出張所
  4. 臺灣銀行ノ在内地ノ全支店出張所
  5. 南方開發金庫
  6. 外資金庫
  7. ドイツ東亞銀行
  8. 滿洲中央銀行ノ在日事務所
  9. 中央儲備銀行日本辦事所
  10. 日佛銀行
  11. 東洋拓殖株式會社
  12. 南洋拓殖株式會社
  13. 北支開發株式會社
  14. 中支振興株式會社
  15. 南滿洲鐵道株式會社
  16. 南洋興發株式會社
  17. 臺灣拓殖株式會社
  18. 滿洲拓殖株式會社
  19. 滿洲重工業開發株式會社
  20. 朝鮮殖産銀行
  21. 全國金融統制會

22. 其ノ他銀行、開發會社並ニ機關ニシテ、其ノ最大目的ガ日本以外ノ地域ニ於ケル殖民地ニ開發活動ノタメノ金融ニアルモノ、或ハ又殖民地乃至日本占領地ニ於ケル金融上資源ノ動員又ハ管理ニ依リ軍需生産ニ對スル金融ヲナシオリタルモノ

- (一) 「大藏省ニ與ヘタル口上指令書」(九月三十日附)
- (1) 何等ノ措置ヲモ指令サレオラザル機關ト事務所ヲ共同ニ使用シテ閉鎖金融機關ノ帳簿、記録並ニ資産ハソレヲノ機關ガ事務所ヲ開始シ得ル以前ニ分離スベキモノトス
- (2) 大藏省、日本銀行、戰時金融金庫、中央儲備銀行、全國金融統制會ノ代表者ハ戰時金融金庫、中央儲備銀行、全國金融統制會ノ帳簿、記録又資産ヲ分離スルタメ昭和二十年九月三十日二十時ニ日本銀行ノ中央入口ニ參集スベシ
- (3) 大藏省、勸業銀行、外資金庫ノ代表者ハ外資金庫ノ帳簿、記録及資産ヲ分離スルタメ昭和二十年九月三十日二十二時ニ勸業銀行ノ入口ニ參集スベシ
- (4) 大藏省、橫濱正金銀行、獨乙東亞銀行、滿洲中央銀行ノ代表ハ、獨乙東亞銀行及ビ滿洲中央銀行ノ帳簿、記録及資産ヲ分離スルタメ昭和二十年九月三十日二十四時ニ橫濱正金銀行ニ出頭セラルベシ
- (5) 昭和二十年九月三十日附覺書「外地並ニ外國銀行及ビ戰時特別金融機關ノ閉鎖」ニ關シ別紙ニ列舉セル一切ノ機關及ビソノ支店、出張所又ハ第二十二項ノ範疇ニ屬スルモノニシテ本司令部方直接何ラノ措置ヲ採ラザル場合ト雖モ直ニ閉鎖スベシ
- (6) 此等閉鎖機關ノ使用職員ニ對シテハ何分ノ指示ヲ十月三日ニ揭示スベキ旨ノ告示ヲ揭示サレタシ
- (7) 大藏省ハ此等機關ノ鍵類及ビ金庫ノ鍵、及ビコンビネーション又ハ

ソノ他ノ保管倉庫等ノ鍵ヲ押收シ、本司令部ニ提出サレタシ

三 「閉鎖金融機関ニ關スル補足指令」(十月八日附)

- 1. 昭和二十年九月三十日附覚書「外地並ニ外國銀行及特別職時金融機関閉鎖ニ關スル件」ニ付テ
2. 上記覚書ニ關シテ次ノ如キ補足(追加)指示ヲナス
(イ) 大藏省ハ閉鎖機關ノ一切ノ雇員ヲ登錄シ指令ニ對シ週報ヲ提出スル統一機關ヲ設置スベシ、各職員ノ氏名住所地位及俸給ヲ登錄セシムルコト。
(ロ) 大藏省ハ當司令部ヨリノ既往指示ニ從ヒ退職職員ヲ除ク登錄シタ凡テノ職員ニ十月分ノ俸給ヲ支拂フ様取計ヲコト、更ニ大藏省ハ閉鎖金融機関ノ職員ニシテ應召中ノモノニツイテハ家族ノ登錄ガナサレタトキハソノ家族ニ十月分ノ手當ヲ支給スル様處置サレタシ
(ハ) 閉鎖機關ノ職員表ヲ速カニ當司令部宛提出スルコト、ソノ表ニハ氏名、住所、地位及俸給ヲ記載スルコト
(ニ) 退職職員ノ表ヲ速カニ當司令部へ提出ノコト、リストニハ氏名、住所、地位及俸給ヲ記載ノコト
(ホ) 昭和廿年九月三十日附 AG001.3ノ覚書第六項實行ノため大藏省ガ發セントスル命令ニハ九月三十日ニ行ハレタ一切ノ取引及處分行爲ヲ無効ニスル條項ヲ含マシメルコト、又閉鎖機關ノ帳簿記録又ハソノ財産ヲ保留シ乃至ハ所有スル者ヲシテソレヲラ大藏省ニ提示セシムル條項ヲ含マシメルコト
3. 此ノ覺書ヲ受領ノ旨通知相成度

四 「外務、内務兩省ヨリ連絡官任命ノ件」(十月九日附)

- (1) 昭和二十年九月三十日附ノ覚書ニ從ヒ閉鎖サレシ金融機關ノ中或ルモノハ大藏省ガソノ管理ニ當リソノ他ノモノハ外務省並ビニ内務省ガ夫々監督シテキル。
(2) 外務省及ビ内務省ハ夫々ソノ省ト聯合國最高司令部トノ連絡ニ當ルタメノ連絡官ヲ一名乃至數名ニ任命サレ度シ。
(3) 斯カル連絡官ハスベテ英語ヲ容易ニ話シ得且ツ擔當各省ノ監督下ニアル閉鎖機關ノ事業ヲ個人的ニモ熟知シオルモノナルコトヲ要スル。
(4) 外務及内務ノ各省ハ擔當連絡官トシテ任命セル者ニ關シテ次ノ事項ノ報告ヲ昭和二十年十月十三日土曜日正午迄ニ第一相互ビルノ經濟學部長宛提出サレ度シ
イ、氏名、住所及ビ勤務先電話番號
ロ、省内ニ於ケル地位
ハ、任命者ノ資格ヲ示ス略歴
ニ、發令及ビ連絡官トシテ行動シ得ル權限ヲ示ス文書
(5) 昭和二十年十月十三日ニハ當該連絡官ハソノ任務ヲ討議スルため經濟科學部金融課ノ海軍少佐トーマス・エイチ・ホドソソヲ訪問スルコト。
(6) 本司令部ハ大藏省ヨリ閉鎖機關別紙一ニ示サレタ通り各省ノ監督下ニ在ル旨ノ報告ヲ受ケタリ。

五 外地銀行等閉鎖指令(十月二十六日公布)

政府は前記聯合國最高司令部の指令に基き、九月三十日外地銀行、外國銀行及ビ特別職時局に對シ、その本邦内營業所及ビ代理店を閉鎖せしめ、之に伴ふ差當りの緊急措置を講ずる傍ら所要の法令の制定を準備中であつたが、十月二

○大藏、外務、内務、司法省令第一號

十六日右に關シ左の通り大藏、外務、内務、司法省令第一號を公布し即日施行することとなつた。

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ外地銀行、外國銀行及ビ特別職時機關ノ閉鎖ニ關シ左ノ通り定ム

- 第一條 別表ニ掲グル銀行ソノ他ノ機關(以下指定機關ト稱ス)ハソノ本邦内ニ於ケル本店ソノ他ノ營業所及ビ代理店ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ
指定機關ハ主務大臣別ニ指示スル場合ノ外ソノ業務ヲ再開スルコトヲ得ズ
第二條 前條第一項ニ規定スル營業所及ビ代理店ノ所在場所外ニ在ル指定機關ノ帳簿及ビ書類ヲ所持スル者ハ主務大臣ノ命令ニ依リ引渡ヲナス迄安全ニ保管スベシ
前項ノ帳簿及ビ書類ヲ所持スル者ハ遲滞ナク所持ノ場所、所持スル物ノ種類ソノ他ノ明細ヲ主務大臣ニ報告スベシ
第三條 第一條第一項ニ規定スル營業所及ビ代理店ノ所在場所以外ニ在ル指定機關ノ一切ノ金、銀、貨幣、銀行券、有價證券、擔保物件ソノ他ノ財産ヲ所持スル者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ從ヒ確實ニ之ヲ管理スベシ
前條第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル財産ノ報告ニ關シ之ヲ準用ス
第四條 大藏大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ指定機關ノ所有スル一切ノ財産ニツキ賣買、讓渡、回收、處分ソノ他ノ取引ヲ爲スコトヲ得ズ
第五條 本邦法人タル指定機關ノ總裁、副總裁、理事、取締役、監査役、支配人、顧問ソノ他之ニ準ズベキ者ニシテ主務大臣ノ指名スル

モノハ解任シタルモノトス

本邦法人ニ非ザル指定機關ノ總裁、副總裁、理事、取締役、監査役、支配人、顧問ソノ他之ニ準ズベキ者ハ本邦内ニ於テハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ解任セラレタル者及ビ前項ノ規定ニ依リソノ職務ヲ行フコトヲ得ザルニ至リタル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該指定機關ノ營業所若ハ代理店ニ出入シ又ハ當該指定機關ノ爲ニ行動スルコトヲ得ズ

指定機關ノ業務ニ關シ代表權又ハ代理權ヲ有スル一切ノ者ハ本邦内ニ於テハソノ權限ヲ失ヒタルモノトス

第一項ニ規定スル事項ニ關スル登記ハ主務大臣ノ囑託ニ依リ之ヲ爲ス

第六條 昭和二十年八月十五日以後ニ於テ指定機關ノ役員又ハ職員トシテハ何時ニテモ招呼ニ應ジ得ル狀態ニ留マルベシ

前項ニ規定スル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ居所ヲ變更スルコトヲ得ズ

第七條 左ノ各號ニ掲グル物ハ之ヲ現狀ノ儘保存スルコトヲ要シ且之ヲ他ニ移轉スルコトヲ得ズ

(一) 通貨、印紙又ハ切手(日本銀行券、政府紙幣並ニ本邦内ニ於テ使用セラル、印紙及ビ切手ヲ除ク)ノ印刷ニ使用セラル、一切ノ版面

(二) 前號ノ通貨、印紙又ハ切手ノ一切ノ貯藏品

(三) 第一號ノ通貨、印紙又ハ切手ノ製造ノ爲ニ使用スル流入紙

第八條 第一條、第四條又ハ第五條第二項若ハ第三項規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無効トス

第九條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣トス但シ別表第五號、第十二號乃至第十六號、第十八號、第十九號及第二十號ニ掲グル指定機關ニ付テハ外務大臣、第十一號、第十七號及第二十九號ニ掲グル指定機關ニ付テハ内務大臣トス

第十條 本令ニ於テ本邦内トハ本州、北海道、四國、九州及其ノ附屬島嶼内ヲ謂フ

第十一條 本令ニ規定スル命令又ハ禁止ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮、五千圓以下ノ罰金、科料又ハ拘留ニ處ス

○附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、昭和二十年九月三十日以後、本令施行前ニ爲サレタル第一條、第四條又ハ第五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ違反スル行爲ニ相當スル行爲及ビ同日以後本令施行前ニ指定機關ノタメ爲サレタル第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ依リ解任セラレ又ハソノ權限ヲ失ヒタル者ノ行爲ハ之ヲ無効トス

但シ本令施行ノ日ヨリ 六十日以内ニ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ非ズ

- 別表
- (一) 戰時金融公庫
  - (二) 株式會社資金統合銀行
  - (三) 朝鮮銀行
  - (四) 株式會社臺灣銀行
  - (五) 南方開發公庫
  - (六) 外資公庫
  - (七) 獨逸東亞銀行
  - (八) 滿洲中央銀行
  - (九) 中國銀行(中華民國法人)

- (十) 日佛銀行
- (十一) 東洋拓殖株式會社
- (十二) 南洋拓殖株式會社
- (十三) 北支那開發株式會社
- (十四) 中支那振興株式會社
- (十五) 南滿洲鐵道株式會社
- (十六) 南洋興發株式會社
- (十七) 臺灣拓殖株式會社
- (十八) 滿洲拓殖株式會社
- (十九) 滿洲重工業開發株式會社
- (二十) 株式會社朝鮮殖産銀行
- (二十一) 全國金融統制會
- (二十二) 滿洲投資證券株式會社
- (二十三) 滿洲興業銀行
- (二十四) 朝鮮信託株式會社
- (二十五) 中國聯合準備銀行
- (二十六) 蒙匯銀行
- (二十七) 中央儲備銀行
- (二十八) 朝鮮金融組合聯合會
- (二十九) 樺太開發株式會社

四、必需物資ノ輸入ニ就テ

政府は數回に亘り聯合最高司令部に對して必需物資ノ輸入許可を申請して來たが、同司令部より同答文書は十月二十日現在迄に於テ三通である。

一、十月九日附 最高司令部アレクサンダー大佐發「必需物資ノ輸入ニ關スル件」

二、十月十日附 同 「輸入申請ノ際ニ情報提出ノ件」

三、十月十一日附 同 「生糸ノ生産ノ件」

一、「必需物資ノ輸入ニ關スル件」(十月九日附)

一、國民生活維持ノタメ必需物資輸入許可方ニ關シ日本政府ヨリ數回申請ニ來レリ。

二、當司令部ハ左記要件ヲ備ヘザレバ輸入許可ノ申請ヲ受理セズ。

1. 國民ノ最低生活程度ノ維持ニ必需ノ物資タルコト。

2. 輸入ノ支拂ヒノタメ(當司令部ノ許可セル)輸出品ノ提供ニヨリクレデットヲ設定スルコト

三、日本政府ハ次ノ事項ヲ即時實行スベシ。

(1) 輸入許可物資交換計畫ノ提出(現在入手可能ノ支拂用物資一覽表發ビニ一九四六年十二月三十一日迄ニ入手可能ナル支拂用物資ノ見込一覽表ヲ含ム)

(2) 必要ナル外國爲替ノ入手方法計畫ノ提出。最低生活程度維持ニ必要ナラザル輸出貨物ヲ保全シ又ハソノ使用ヲ阻止スルタメノ計畫ノ提出。

(3) 輸入ヲ必要最小限度ニ制限スルタメ國內物資ノ最大限ノ活用ヲ目指シテ最善ノ措置ヲナスベシ。此措置ハ左記ヲ含ム之ノミニ限ルモノニ非ズ。

イ、原油、食糧、燃料、肥料、鹽ノ最大生産ニ對スル措置

ロ、本指令ノ完全ナル具體化ニ必要ナル財政的措置

ハ、本指令ノ完全ナル具體化ニ必要ナル労働政策ノ樹立

ニ、輸送ハ必需物資ニ優先順位ヲ與フルコト

(4) 物資ヲ公平ニ且賃銀ニ適合スル價格ニテ分配スルタメ輸入物資ノ受領及分配ニ責任ヲ有スル代理機關ノ設置。尙軍國主義、侵略

主義者ハ本機關ノ責任的地位ニ就カシメザルコト。

二、「輸入申請ノ際ニ情報提出ノ件」(十月十日附)

物資ノ輸入ヲ申請スル際各品目毎ニ次ノ情報ヲ提出スベシ。

一、(1)過去十年間ニ於ケル毎年ノ消費量。

(2)過去十年間ニ於ケル毎年ノ消費量。

(3)過去ニ於ケル輸入先ノ國名。

(4)現在ノ手持在庫量。

(5)今後向フ一ケ年ノ需要量ノ推定。

(6)今後向フ一ケ年ノ國內產出量ノ推定。

二、該物資ノ輸入ヲ仰ガントスル國及其理由。

三、(1)輸入國ニ於ケル推定價格。

(2)日本ニ於ケル推定販賣價格。

(3)豫定分配方法。

(4)豫定分配者名。

四、(1)該物資ノ使用目的。

(2)使用目的ノ爲更ニ他物資ノ輸入ヲ必要トスル場合ハ其輸入物資名及當分入手シ得ル可能量。

五、(1)積荷ノ推定噸數。

(2)積荷ノ四十立方メートル單位ノ測定噸數。

六、輸入品ノ需要ノ緊急度合。

三、「生糸ノ生産ノ件」(十月十一日附)

一、十月九日附モララシム「必需物資ノ輸入ニ關スル件」第三項ヲ参照スベシ。

二、桑樹ヨリモ食糧ヲ栽培スルガ明ラカニヨリ有利ナル地帯ヲ除キテ絹ノ生産ヲ目的トスル桑樹ノ栽培地帯ヲ減少セシムル諸命令ヲ廢止

0323

スベシ。

三、次ノ事項ヲ含ム摘要書ヲ十一月一日迄ニ提出スベシ。

1. 現在入手可能ノ輸出ニ適スル絹ノ量(品等、大サニヨリ)
2. 一九四四年十一月一日、一九四五年六月三十日間ノ生糸産出見積量。
3. 一九四五年七月一日、同十二月三十一日間ノ生糸産出見積量。
4. 上記(1)(2)項ニ於テ豫想サルル産出摺折量(品等、大サニヨリ)
5. 蠶糸試験場、生糸検査所ノ状況及機能。現在機能停止中ノモノハ其ノ復活ノ時期。
6. 製糸業ノ現在及將來ニ對スル完全ナル理解ニ必要ナル諸情報。

四、左記ハ之ヲ解體セシムベシ。

1. 日本蠶糸統制株式會社。
2. 日本蠶糸製造株式會社。
3. 共榮蠶糸組合。

五、養蠶業ノ諸過程ヲ代表スル者ヨリ成ル公的機關ノ設置ニ關スル計畫ヲ十一月一日迄ニ當司令部宛提出スベシ。其機能ハ左記ヲ含ムモノニ限ラルモノニ非ズ。

1. 養蠶業ノ技術的諸問題ニ對スル協調。
2. 絹ノ検査及格付ケノ管理。
3. 輸出向ノ絹ノ品等、型、寸法ニ關シ業者ニ助言ヲ與フルコト。

軍國主義、侵略主義ノ支持者ヲ機關ノ責任ノ地位ニ選任セザルベシ。

### 五、外國爲替資産ニ就テ

外國爲替資産その他金銀取引に關してマツカサイ司令部より政府に對して手

交された「モランダム」は次の通りである。

- 一、昭和二十年九月二十二日附、ハロルド・フニア中佐發「金銀、證券及ビ決済用具ノ輸出入制限ニ關スル件」。
- 二、昭和二十年九月二十二日附、ハロルド・フニア中佐發「金融取引ノ取締ニ關スル件」。
- 三、昭和二十年十月六日附、H・W・アレン大佐發「外國爲替資産及關係事項ノ報告ノ件」。

尙右十月六日附「外國爲替資産及關係事項ノ報告ノ件」の指令に基いて、大藏省當局では十月二十五日附を以て「外國爲替資産保管措置ニ關スル大藏省當局令」を發表した。

一、「金、銀、證券及ビ決済用具ノ輸出入制限ニ關スル件」(九月二十二日附)

- 一、日本政府ハ大藏省ノ許可ニ基ク以外次ニ掲ゲタルモノノ如何ナルモノニツイテモ、日本ヨリ外國ヘノ輸出若シクハ拂戻シ、又ハ外國ヨリ日本ヘノ輸入等ヲ阻止スルニ必要ナル法令ノ修正其他ノ措置ヲ即時實行スベシ。
- A 金貨及銀貨。
- B 金、銀及白金ノ地金、銀、銅ニ地金ノ形態ニ於ケル之等ノモノノ合金。
- C 通貨及證券。
- D 小切手、手形、爲替手形、約束手形、支拂命令書、讓渡命令書又ハ其他ノ金融的決済用具。
- E 日本ノ内外ニ於ケル金融又ハ資産取引ヲ認ムル委任狀、代理權又ハ其他ノ許可書、命令書。
- F 明白ニ上記ニ列舉セラレザル債務又ハ財産ノ所有權ヲ證明スル書類。

二、以上ニ特記サレタルモノノ輸出入ハ當司令部ノ事前承認ナクシテハ

大藏省ノ許可ヲ受ケザルモノトス。

- 三、上記ノ諸項ニ應ズルタメ修正サレタル關係法令ノ寫シヲ六通當司令部ニ提出スベシ。斯ル寫シハ英文及ビ和文ノ双方ヲ含ムモノトス。
- 四、本指令ヲ受領ノ旨通知サレタシ。

二、「金融取引ノ統制ニ關スル件」(九月二十二日附)

- 一、日本政府ハ大藏省ノ許可ニ基ク以外次ニ掲ゲタルモノヲ含ム凡テノ取引ヲ阻止スルヲ禁ズルタメ、法令ヲ修正シ其他必要ノ措置ヲ執ルベシ。
- A 金貨及銀貨。
- B 金、銀及白金ノ地金ノ形態ニ於ケル之等ノモノノ合金。
- C 日本在住ノ凡テノ人ニヨリ直接タル間接タル間ハズ、全部タルト一部タルト間ハズ、所有又ハ管理サルル外國資産。
- D 日本國外在住ノ凡テノ人ニヨリ、一九四一年十二月七日現在又ハソレ以後ニ於テ、直接タルト間接タルト間ハズ、全部タルト一部タルト間ハズ所有又ハ管理サルル日本國內ノ財産。
- E 外國爲替ニヨル取引。
- 二、本指令ニ用ヒタル用語ノ定義ハ附屬文書ニ記セラレタリ。
- 三、以上ニ特記サレタル取引ハ當司令部ノ事前承認ヲ受ケテハ大藏省ノ許可ヲ受ケザルモノトス。
- 四、上記ノ諸項ニ應ズルタメ修正サレタル關係法令ノ寫シヲ六通當司令部ニ提出スベシ。斯ル寫シハ英文及ビ和文ノ双方ヲ含ムモノトス。

附屬文書

- 一、「法令」ハ法律、命令、布告、規則其他ノ制定ヲ含ムモノニ限ラルモノニ非ズ。
- 二、「人」ハ凡テノ個人、商會、協會組合其他ノ團體組織、及ビ政治的下

部組織、代理機關又ハソレヲ補助機關等ヲ含ム凡テノ政府ヲ包含ス。

- 三、「取引」ハ凡テノ財産ニ關スル凡ユル購買、販賣、取得、讓渡、支拂、取戻シ、處分、輸入、輸出並ニ商ヒ或ハ權利、實權、特權ノ行使ヲ包含ス。
- 四、「財産」ハ貨幣、小切手、手形、地金、銀行預金、貯金口座、凡テノ借金負債並ニ義務、銀行家・仲買人・投資家ノ披フ金融證券、紙幣、社債、株券、利札、銀行領收書、抵當證券、擔保權、留置權其他保證ノ性質ヲ有スル權利ノ書類、倉庫證券、船荷證券、信託證券、賣渡證券、其ノ他債務及ビ財産ノ所有權ヲ證明スル書類、貨物、商品、動産、手持在庫品、船舶、船舶ノ積荷、不動産抵當、賣渡同意書、土地契約、不動産及ビ其凡テノ權利、借地權、地代、選擇取引、流通證券、手形引受、版權使用料、掛勘定、受取勘定、鑑定書、特許權、商標權、著作權、特許權、商標權、著作權ヲ犯シ又ハ連累セシムル契約書及ビ許可書、保險證券、貴重品保管函並ニソノ在中品、年金、共同計算勘定、其他凡ユル種類ノ契約ヲ包含ス。
- 五、「外國爲替ニヨル取引」ハ外國通貨ヲ要スル凡テノ取引、外國ヨリ又ハ外國ヘノ凡テノ支拂及ビ讓渡、外國ノ貨幣單位ニテ表現サレタルクレジットノ讓渡若シクハ負債支拂、凡テノ外國通貨ノ賣買移轉、外國ノ貨幣單位ニテ表現サレタルト否トヲ問ハズ日本國內ト國外トニ在住スル人ノ間ノ凡テノ金融取引及ビ財産取引、日本國內在住者ノ權利義務ヲ外國者ニ、又ハ、外國者ノ權利義務ヲ日本國內在住者ニ移ス凡テノ取引ヲ包含シ且之ノミニ限ラルモノニ非ズ。
- 六、「外國資産」ハ左記ヲ含ムモノニ限ラルモノニ非ズ。
  1. 日本國外在住者ノ負擔ナル凡テノ債權、銀行預金、貯金口座、
  2. 日本國外在住者ノ負擔ナル凡テノ債權、銀行預金、貯金口座、

クレデット。

3、日本国外在住者ニヨリ發行セラレ、又ハ其者ノ負擔トナル凡テノ證券、小切手、手形、紙幣、受領證、保險證書、其他財産ノ所有權又ハ債務ヲ證明スル書類。

4、日本以外ノ凡テノ國ニテ發行サレタル凡テノ著作權、特許權、商標權及ビソレラニ關スル凡テノ契約書許可書。

5、B型圖表補助通貨、日本銀行券及日本政府紙幣、硬貨ヲ除ク凡テノ通貨。

三、「外國爲替資産及關係事項ノ報告ノ件」。(十月六日附)

一、「金融取引ノ統制ニ關スル件」(昭和二十年九月二十二日附)當司令部要書ノ附屬文書ニ述ベラレシ諸定義ハ本覺書ニモ適用サレルモノトス。尙次ノ定義モ追加ス。

A 「外國爲替資産」ハ、金銀貨、金、銀、白金ノ地金及ビ地金ノ形態ニ於ケルコレラノ合金、及ビ外國資産ヲ含ムモノトス。

B 「所有權ヲ證明スル書類」ハ證券、土地權利證、抵當證券、銀行預金通帳又ハ證書、受領證、小切手、送金手形、約束手形、爲替手形、債務證書、著作權、商標權、特許權又ハコレニ準ズルモノヲ包含スルモノニミ限ラレルモノトス。

二、日本政府ハ直ニ日本内地ニアル凡テノ銀行、信託會社、保險會社、證券仲買人其他ノ金融機關ヲシテ、自己ノ勘定タルト否トヲ問ハズ保有スル一切ノ外國爲替資産及ビ一切ノ所有權ヲ證明スル書類、並ニソレニ關スル帳簿、書類又ハ報告ヲ一括分離スルヤウ適當ノ措置ヲ執ルベシ。

三、日本政府ハ當司令部ノ許可ナクシテ一切ノ外國爲替資産若クハソレラノ所有權ヲ證明スル書類乃至ハソレラニ關スル帳簿、書類又ハ報告

等ヲ金融機關内ノ金庫室又ハ安全保管庫或ハソノ他ノ安全保管場所ヨリ移動セシメザルヤウ直ニ必要ノ措置ヲ執ルベシ。本覺書ニ規定スル報告ヲ作成スルタメ必要ナル場合ハ移動ヲ許可スベキモ、上記第二項ニヨリ分離サレタル保有者タル金融機關ニ引渡スベキモノナリ。

四、日本政府ハ日本國內ニ在ル凡テノ者ノ所有管理又ハ押收セル一切ノ外國爲替資産ノ報告ヲ次ノ如キ順序ニ於テ當司令部ニ提出スベシ。

A 日本帝國政府、縣廳及道廳並ニソノ政府機關ヲ直接タルト間接タルヲ問ハズ、又全部タルト一部タルヲ問ハズ、所有又ハ管理シタル一切ノ外國爲替資産又ハソレラノ所有權ヲ證明スル書類ノ完全ナル報告ヲ三十日以内ニ當司令部ニ提出スベシ。

B 皇室ヲ直接タルト間接タルト問ハズ、全部タルト一部タルト問ハズ、所有又ハ管理スル一切ノ外國爲替資産又ハソレラノ所有權ヲ證明スル書類ノ完全ナル報告ヲ三十日以内ニ提出スルコト。

C 銀行、信託會社、證券仲買人其他ノ金融機關ガ、直接タルト間接タルト問ハズ、又全部タルト一部タルト問ハズ、所有又ハ管理スル一切ノ外國爲替資産、又ハソレラノ所有權ヲ證明スル書類ノ完全ナル報告ヲ四十五日以内ニ提出スルコト。

D 他ノ商會、協會、組合其他ノ組織團體ガ直接タルト間接タルト問ハズ、又全部タルト一部タルト問ハズ、所有又ハ管理スル一切ノ外國爲替資産又ハソレラノ所有權ヲ證明スル書類ノ完全ナル報告ヲ六十日以内ニ提出スルコト。

E 日本國內ニ在ル他ノ凡テノ個人ガ直接タルト間接タルト問ハズ、又全部タルト一部タルト問ハズ、所有又ハ管理スル一切ノ外

國爲替資産及ビソレラノ所有權ヲ證明スル書類ノ完全ナル報告ヲ七十五日以内ニ提出スルコト。

F 日本國內ニ在ル者ノ所有又ハ管理スル外國爲替資産及ビソレラノ所有權ヲ證明スル書類ニシテ、今迄ニ報告セラレザリシモノニツキテハ、九十日以内ニ完全ナル報告ヲ提出スルコト。

五、各人ノ保有スル持分ハ當司令部ガ豫メ指示セル書式及方法ニ從ヒ別々ニ報告スベシ。日本政府ハ五日以内ニ、日本側ニ於テ使用ヲ希望スル書式ヲ當司令部ニ提出スベシ。

六、報告ハ凡テ六通ノ贈本ヲ要ス。

七、何分ノ通知アル迄ハ、本覺書第二項ノ規定ハ當司令部ノ指令ニヨリ閉鎖セラレシ機關ニハ適用セラレズ。報告準備ノタメコレラ閉鎖機關ノ帳簿及ビ記録ヲ檢セントスル者ハソノ旨大藏省ニ申出ズルヲ要シ、大藏省ハ右事實ヲ當司令部ニ届出ツルモノトス。

八、日本政府ハ直ニ當司令部ニ對シ、右要求ニ對シ執リタル措置ヲ報告スベシ。

四、外國爲替資産保管措置ニ關スル大藏當局談。(十月二十五日)

一、金融機關(銀行、保險會社、有價證券業者等)ハ次ニ掲ゲタルモノヲ選帶ナク一括分離シ、金庫ソノ他ノ安全ナ場所ニ保管スルコト。

1、自己ノ勘定タルト否トヲ問ハズ自己ノ保有スル外國爲替資産。(註一)

2、右ニ關スル所有權證書(註二)

3、右(一)及(二)ニ關スル帳簿、書類又ハ報告。

二、金融機關以外ノ一切ノ者モ右(一)乃至(三)ニ掲ゲタルモノヲ保有スル者ハ金庫其他ノ安全ナ場所ニ保管スルコト。

三、右(一)乃至(三)ニ掲ゲタルモノヲ金融機關ノ倉庫其他安全ナ場所

ヨリ他ニ移ス場合ハ、大藏大臣ノ許可ヲ受ケル、但シ政府ヨリ命ジラレタ報告書作成ノ必要上當該金融機關ノ外部ニ持出サズ、又ハ使用後舊保管所ニ返還スル場合ニ限り動カシ使用シテモヨイ。

(註一)外國爲替資産トハ、金銀貨幣(外國貨幣ヲ含ミ日本政府發行ノ額而五十錢以下ノ銀貨幣ヲ除ク)、金、銀、白金ノ地金若シクハ合金又ハ在外財産ヲ謂フ。

(イ)外國ニ在ル財産。

(ロ)債權、請求權、銀行預金又ハ信用ニシテ外國居住者ノ負擔トナルモノ。

(ハ)外國ニ在ル事業、營業又ハコレラニ對スル出資。

(ニ)有價證券、小切手、送金手形、約束手形、其他ノ手形、受領證、保險證書又ハ所有權又ハ債務ヲ證明スル其他ノ證書ニシテ外國居住者ニ發行セラレ又ハ其負擔トナルモノ。

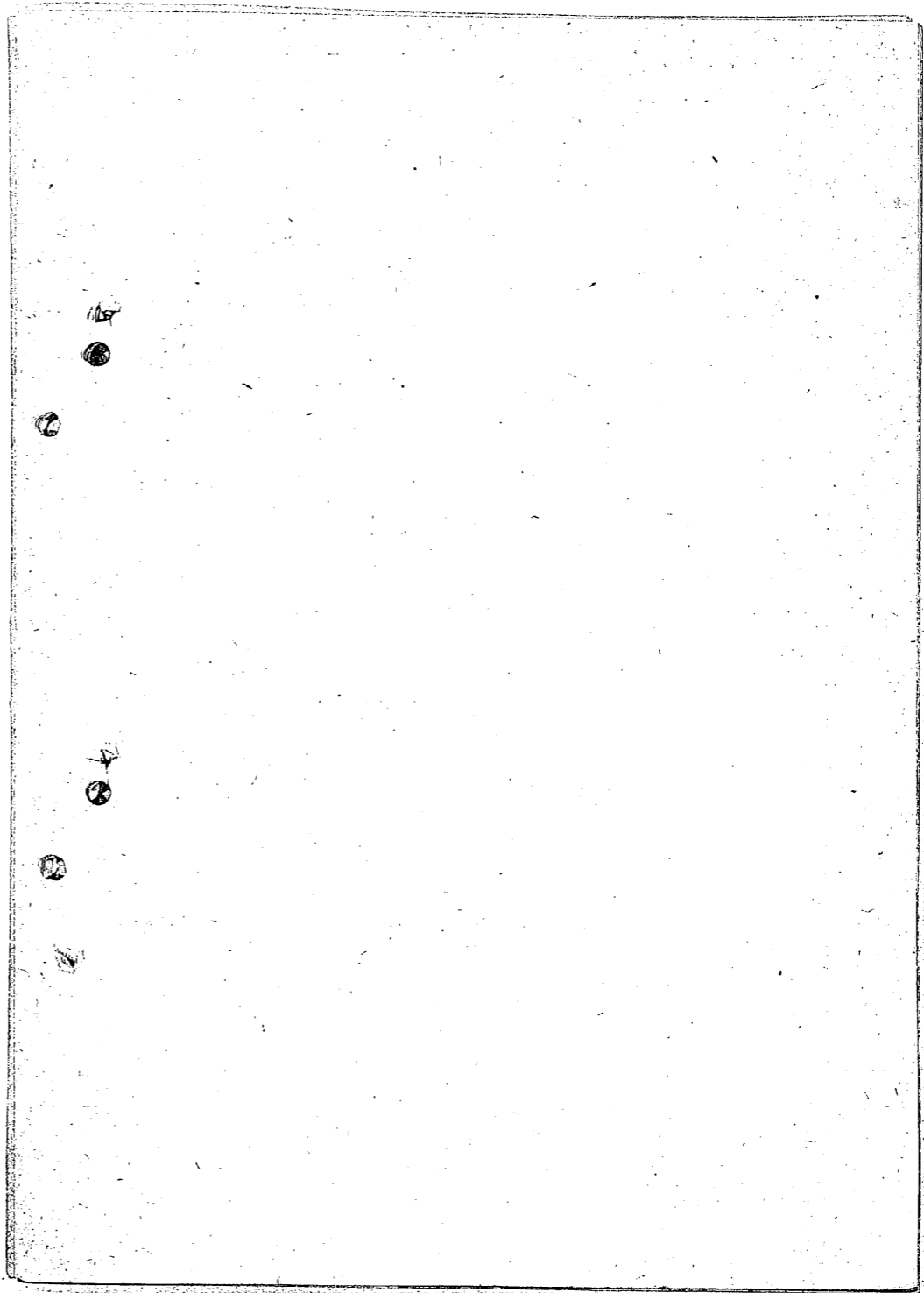
(ホ)外國ノ著作權、特許權、商標權又ハコレラニ關スル契約書若クハ許可書。

(ヘ)日銀券、日本政府ノ發行セル紙幣及ビ硬貨並ニB號圖表補助通貨以外ノ通貨。

(ト)前各號ニ掲ゲタルモノニ準ズルモノ。

(註二)所有權證書トハ證券、土地權利證、抵當證券、銀行預金通帳又ハ證書、受領證、小切手、送金手形、約束手形、爲替手形、債務證書、著作權、商標權特許權又ハ之ニ準ズルモノ。

島版印刷株式會社印刷



RE'-0011

0325

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



TO: OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER  
FOR THE ALLIED POWERS

From: Central Liaison Office, Tokyo

Subject: Report on Economic Control, ~~re~~  
Paragraph 2, Directive No. 3.

C.L.O. No. 15 October 1945

Five copies of the report on the above  
subjects, as the ~~no.~~ of our ~~additional~~  
report <sup>concerning this matter</sup> submitted to the General Headquarters  
directed by Paragraph 2 of Directive  
C.L.O. No. 301.

~~no. 3~~ are enclosed herewith are 5 copies  
of Supplementary Report No. 5 on the above subject  
~~as directed by Paragraph 2 of Directive~~  
No. 3 covering the under-mentioned items.

- A. General Statement on price control
- B. ~~Additional~~ Supplement to the Report on <sup>the</sup> matters  
under the jurisdiction of the Department  
of Forestry (sent by C.L.O. No. 169, dated  
4 October 1945)

Section IV  
For The President

(T. Katanabe)  
Chief of the Liaison  
Section  
Central Liaison Office

昭和二十年十月九日 奉送

To: Office of the Supreme Commander  
for the Allied Powers

From: Central Liaison Office, Tokyo

Subject: Report on Economic Control as  
directed by Paragraph 2 of Directive No. 3

No. 323 20 October 1945

Enclosed herewith are ~~the~~ <sup>five copies of the</sup> supplementary  
Report No. 6 ~~which~~ covering  
the under-mentioned subjects which  
has been prepared in accordance  
with paragraph 2 of Directive No. 3.

- (i) Materials under the jurisdiction  
of the Ministry of Commerce and  
Industry (re CLO No. 169 dated October 4,  
Part 6 Metals and Electrodes  
a) Steel nail, steel wire and  
galvanized sheet  
b) Graphite

昭和二十年十月廿五日 奉送

- c) Pig iron and ordinary steel materials
- d) Copper, lead, zinc, tin, and mercury
- e) Aluminium and magnesium

Part 7 Fuels

- a) Petroleum
- b) Coal-gas
- c) Alcohol
- d) Coal and Cokes

For the President

(S. G. G.)  
 Mr. G. G. G.  
 Mr. G. G. G.

To: The Office of the Supreme Commander  
 for the Allied Powers  
 From: Central Liaison Office, Tokyo  
 Subject: Additional Reports on the Economic  
 Control in Compliance with Paragraph 2,  
 Directive No. 3. 11 October 1945  
 C.L.O. No. 236

Enclosed herewith are five copies of ~~Additional~~  
 Supplementary Report No. 3 concerning the following  
 subjects, which are supplementary to those  
 previously submitted in accordance with Directive  
 No. 3, paragraph 2.

1. as a supplement to the  
 "Report on the Control of the Wages" (C.L.O.  
 No. 169) submitted to the Office of the Supreme  
 Commander for the Allied Powers,  
 4 October 1945;

昭和二十年拾月拾一日

RE'-0011

0328

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

? (a) Starting wages of inexperienced workers as classified according to prefectures.

(b) Regulations for stipulated wages of day-labourers (civil engineering and building.)

2. a supplement  
as ~~an~~ additional to the report  
(C.L.O. No. 210)  
sent to the office of the Supreme  
Commander for the Allied Powers,  
9 October 1945, concerning  
materials under jurisdiction  
of the Ministry of Finance;

? (a) System of Control of Wines

(b) Price Formation Method  
For the President

(T. Katsube)  
Chief of Liaison Section  
Central Liaison Office